



多摩平の街は当時の日本住宅公団によって昭和 33 年に整備されました。日野市で最初に行なわれた区画整理事業であり、ここから日野の基盤整備が始まったとも言えます。高度経済成長期の都市部への人口集中と住宅不足を背景に、ここに整備された多摩平団地は人々の羨望的でした。

その団地も整備から半世紀以上が経過し、当時植樹された木々も大樹となり緑深い景観を醸し出す一方で、住宅の老朽化に伴う建替えが行なわれました。この建替事業については、その

始まりの段階から、団地の住民と日野市、そして都市再生機構による「三者勉強会」の継続、協働により、緑の映える素晴らしい住宅地として再生しました。

これからは「民間事業者によるまちづくり」へシフトしていくますが、市は、日野市まちづくりマスターPLANの実現とともに、これまでの三者による協議及び協働のまちづくりの理念を承継していきます。そして、緑豊かな質の高いまちづくりを進めるため、多摩平団地を含む本計画区域を日野市まちづくり条例に基く最初のまちづくり重点地区として指定しました。本計画は、「多摩平の森重点地区まちづくり協議会」による精力的な検討により策定されたものであります。

計画の策定にあたり、多大なるご協力をいただきました重点地区まちづくり協議会の委員、多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

日本全体が急速な人口減少にむかう中、まちづくりもかつて無い大きな転換期にあります。コミュニティの持続、少子高齢化への対応や地球温暖化などの環境問題など様々な課題への対応が求められています。

今後はこの重点地区まちづくり計画に基づくまちづくりを進め、多摩平の森が次世代に誇れる “持続できるまち” のモデルとなるよう、取り組んで参ります。

市民ならびに事業者の皆様には、今後ともより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げ挨拶といたします。

2010（平成 22 年）11 月

日 野 市 長

馬 場 弘 融



## 目 次

I. まちづくり計画の目的と位置づけ	1
1. 計画の目的と位置づけ.....	2
2. 計画の構成 .....	4
II. まちづくりの背景	5
1. 計画地区の概況 .....	6
(1) 計画地区の位置づけ .....	6
(2) 地勢・周辺環境 .....	7
(3) まちづくりの歩み .....	8
2. 上位計画等の位置づけ .....	10
(1) 日野市まちづくりマスターplan 2001-2020.....	10
(2) 多摩平の森地区地区計画.....	11
(3) 東京都の上位計画 .....	12
(4) その他関連する計画など .....	12
III. まちづくりの目標とテーマ	13
まちづくりの目標とテーマ.....	14
IV. まちづくりの基本方針	17
1. 土地利用の方針 .....	18
(1) 土地利用の方針 .....	18
(2) 公共公益機能の誘導方針 .....	19
2. 通りと広場の整備方針.....	22
(1) 駅前通り・ケヤキ通り・多摩平緑地通り .....	22
(2) 賑わい交流広場 .....	22
(3) 街角広場 .....	22
3. 建築物の高さ、密度に関する方針 .....	24
(1) 周辺市街地に配慮しながら緑と調和した高さ構成 .....	24
(2) 既存樹木の保全・継承、街なか居住の促進を図る密度構成 .....	24

---

4. 景観形成の方針 .....	26
(1) 多摩平の森を印象づける遠景からの景観形成 .....	26
(2) 多摩平の森の玄関口の演出づくり .....	26
(3) 緑豊かで個性ある沿道景観の形成 .....	26
(4) 賑わいと街並みの上質を感じさせる商業地の色彩計画 地域に馴染み、緑が映える住宅地の色彩計画 .....	26
5. 緑の継承・育成の方針 .....	28
(1) 緑の拠点 .....	28
(2) 緑のネットワークの形成 .....	28
(3) 多摩平の風景・記憶を継承する緑の保全 .....	28
6. 環境共生まちづくりの方針 .....	30
(1) エネルギー利用の合理化 .....	30
(2) 資源の適性利用 .....	30
(3) 自然環境の保全 .....	30
(4) ヒートアイランド現象の緩和 .....	30
7. 安全・安心まちづくりの方針 .....	32
(1) ユニバーサルデザインのまちづくり方針 .....	32
(2) 防災まちづくりの方針 .....	34
(3) 防犯まちづくりの方針 .....	35

---

1. 主要通りの誘導指針 .....	38
(1) 駅前通り（賑わい形成軸） .....	38
(2) ケヤキ通り（生活・交流軸） .....	41
(3) 多摩平緑地通り（緑の景観軸） .....	44
2. 拠点地区の誘導指針 .....	47
(1) 拠点地区の位置づけ・役割 .....	47
(2) 拠点地区整備のコンセプト .....	49
(3) 拠点地区の誘導イメージ .....	50

---

V. まちづくりの誘導指針 37

3. 集合住宅地の誘導指針.....	58
(1) 建築計画.....	58
(2) 屋外環境.....	59
(3) 環境配慮.....	60
4. 戸建住宅地の誘導指針.....	61
(1) 建築計画.....	61
(2) 屋外環境.....	61
(3) 環境配慮.....	63

---

VI. 持続できるまちづくりの仕組み 65

1. 地域のルールづくり .....	66
(1) 地区計画による緑の保全や安全で快適な街並み景観の誘導 .....	66
(2) 緑地協定による次世代に継承する緑の維持保全 .....	66
2. 維持管理の仕組みづくり .....	67
(1) 住民参加型まちづくりの展開 .....	67
3. 地域活性化の仕組みづくり .....	68
(1) 商業等の地域活性化の仕組み .....	68
(2) まちづくり条例の活用 (市民が主体となったまちづくり) .....	69
4. 段階的なまちづくりの誘導.....	70

---

VII. 開発誘導の手続き 71

開発誘導の手続き .....	72
----------------	----

---

VIII. 資料編 73

1. まちづくり協議会委員名簿.....	74
2. まちづくり計画策定の検討経緯 .....	75
3. 重点地区内の地区計画の内容.....	76
4. 用語の解説 .....	84

